

宗教法人「沖縄バプテスト連盟」総会規則

この規則は、沖縄バプテスト連盟規約に基づき総会の運営を円滑にすることを目的とする。

第 1 章 代議員及び総会構成

(代議員数)

第 1 条 加盟教会（以下「教会」という。）が沖縄バプテスト連盟規約（以下「規約」という。）第 9 条 2 項に基づいて、総会に派遣することができる代議員の数は、次のとおりとする。

- (1) 現在会員 100 名までの教会 2 名
- (2) 現在会員 101 名から 200 名までの教会 3 名
- (3) 現在会員 201 名以上の教会 5 名

2 前項の員数には、第 3 章総会委員を含まないものとする。

(代議員の資格)

第 2 条 前条に定める代議員は、加盟教会の会員（以下「教会員」という。）でなければならない。

(代議員でない教会員の出席)

第 3 条 教会員は、代議員でない場合でも別に定める手続きを経て、総会に出席することができる。

2 前項の出席教会員の場合、総会の同意があれば発言できる。ただし、表決権はない。

(未加盟教会の会員の出席)

第 4 条 連盟に加盟していない教会の会員であっても、別に定める手続きを経た後、総会で 3 分の 2 以上の同意があれば、総会に出席することができる。

2 前項の手続きにより総会に出席したものは、総会で 3 分の 2 以上の同意があれば、一定の事項に限って発言することができる。ただし表決権はない。

(総会の期日及び開催地)

第 5 条 理事会は、総会の期日及び開催地を決定するものとする。

(年次総会の招集)

第 6 条 理事長は、年次総会（以下「年会」という。）を招集する場合、その期日及び開催地を期日の少なくとも 60 日前までに教会に通知しなければならない。

(代議員氏名の登録)

第 7 条 前条の通知を受けた教会は、代議員として派遣しようとする教会員の氏名等を、年会期日の 40 日前までに理事長に通知し、登録しなければならない。

2 教会がいったん登録した代議員を前条に定める期日以後に変更しようとするときは、その旨、文書をもって総会委員会に提出しなければならない。

(議案の発議)

第 8 条 理事会は、規約第 14 条に基づく年会決議事項について年会に議案を提出することができる。

2 教会が前項の議案を提出しようとするときは、年会期日の 40 日前までにその議案を理事長に提出しなければならない。

(議案の通知)

第 9 条 理事長は、理事会が年会に提出しようとする議案を文書にまとめ、これを年会期日の 10 日前までに各教会に通知しなければならない。

(その他の議案)

第 10 条 教会及び理事会は、やむをえない事由により前条に定める期日以後に議案を提出しようとする場合は、別に定める手続きにより、追加議案としてこれを提出することができる。

- 2 年会に出席した代議員は、別に定める手続きにより緊急議案を提出することができる。

(臨時総会)

第 11 条 理事長は、規約第 10 条 4 項に基づいて臨時総会を招集する場合、その期日、開催地、議案及び代議員の登録締切日を示して、その 10 日前までに各教会に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた教会は、前項の登録締切日までに代議員の氏名を連絡しなければならない。

- 3 臨時総会に出席した代議員は、臨時総会の目的と関連する事項に限り第 10 条 2 項に準じて、緊急議案を提出することができる。

(総会議事規程)

第 12 条 総会の議事運営を円滑にするため別に総会議事規程を定める。

- 2 総会の議事運営に関してこの規則に定める事項を除いては、すべて総会議事規程によるものとする。

第 2 章 総会役員

(総会役員の任期及び資格)

第 13 条 規約第 11 条に定める総会役員の任期は、当該役員として選出された次の会計年度から 1 年とし、その会計年度終了までとする。

- 2 総会役員がその属する教会の総会に於て年会代議員として選出されなかった時、又は死亡その他の事故のため、その職務をはたしえないと認められる時は、その資格を喪失する。
- 3 前項の事項により総会役員に欠員を生じた時は、総会は、代議員のうちから総会役員を選出し補充しなければならない。
- 4 理事は、総会役員となることはできない。
- 5 総会は総会役員の選挙をする場合、いずれの総会役員についても、同一人を再選することはできない。

(総会役員の構成及び職務)

第 14 条 規約第 11 条に定める総会役員は次の役員をもって構成する。

- (1) 議 長 1 名
- (2) 副議長 1 名
- (3) 書 記 1 名

- 2 総会役員は次の事項を取り扱う。

- (1) 総会における議案審理の促進
- (2) 総会における議場の秩序維持
- (3) 総会の代議員の資格等の確認
- (4) 会期中の代議員の出席状況
- (5) 総会に出席する陪席者、傍聴者の資格等の確認
- (6) 議事日程の編成、及び変更あるときの処置
- (7) 追加議案、緊急議案の取り扱いの処置
- (8) 総会中に行われる各種選挙の管理
- (9) 選挙結果の総会への報告

(議長の職務)

第 15 条 議長は、総会を代表し、かつ、議場の秩序を維持し、議事を円滑に促進することを職務とする。

2 議長は、議事を円滑に促進するため、前条 2 項の一部を総会委員に指示することができる。

(副議長の職務)

第 16 条 副議長は、議長を補佐して議場の秩序を維持し、議事を整理促進することを職務とする。

2 副議長は、議長に事故あるとき、議長の職務を代行する。

(書記の職務)

第 17 条 書記は、総会の議事録作成に当たる。

2 書記は、議場に於て議長及び副議長とともに事故ある場合に限り、議長の職務を代行する。

第 3 章 総会委員会

(総会委員会の設置)

第 18 条 規約第 1 2 条に定める総会委員会を設置する。

(総会委員の任期及び資格)

第 19 条 総会委員の任期は、当該委員として選出された年の総会をもって終了する。

2 前項の事由により総会委員に欠員が生じたときは、理事会は総会委員を選出し補充しなければならない。

3 理事は総会委員となることはできない。

(総会委員会の構成)

第 20 条 総会委員は、5 人の委員を持って構成する。

(総会委員会の職務)

第 21 条 総会委員は、第 14 条 2 項に基づき、第 15 条の職務の一部を行なうものとする。第 14 条 2 項の一部の職務とは、(3)、(4)、(5)、(8)、(9)を指す。

第 4 章 年会牧師

(年会牧師)

第 22 条 年会は理事会に次回の年会牧師 1 名の推薦を求める。

2 年会牧師は、開会礼拝、閉会礼拝、祈祷会等の指導及びそのプログラム作成の責任を負う。

3 年会牧師の任期は年会会期中とする。

4 年会牧師に事故あるとき、理事会は後任の年会牧師を立てることができる。

第 5 章 選挙

(理事候補者の推薦)

第 23 条 総会は各教会に対し、次期の理事候補者の推薦を求める。

2 教会は、総会開催日の 30 日前までに、予め被推薦候補者の了解を得て前項の理事候補者を理事会に推薦する。

3 理事会は理事の候補者数が定数の倍数に満たなかつ場合は、選考委員会を設け、倍数に達するまで理事候補者を推薦することができる。

4 理事会は理事候補者として、女性部代表者会議にて選出された、女性部長の候補者を推薦する。

(理事の選挙)

第 24 条 総会は次期の理事長を理事の候補者のうちから無記名投票により選出する。但し、女性部長の候補者は投票の対象者より除外する。

2 総会は次期理事を候補者のうちから無記名連記投票によって選出する。但し、女性部長の候補者については、投票の対象者より除外し、総会で承認する。

(総会役員の選出)

第 25 条 総会は議場において次期議長、副議長及び書記各一名を選出する。

(監事の承認)

第 26 条 総会は、理事会の推薦により次期監事 2 名を承認する。

(総会委員の選任)

第 27 条 次期総会委員 5 名は理事会において選出する。

(決選投票)

第 28 条 第 24 条第 1 項の選挙において出席代議員の過半数の投票が得られない場合は必要な員数の倍数の高点者による決選投票を必要とする。

第 6 章 教会の加盟、脱退、除名等

(加盟の手続き 1)

第 29 条 加盟教会の伝道所等が教会組織決議をした場合は、加盟申請書に信仰告白、教会の沿革、連盟加盟に関する総会議事録、及び教会規則を添付して理事会に提出し、承認を得るものとする。

(加盟の手続き 2)

第 30 条 連盟以外の教会が連盟に加盟しようとする場合は、下記の手続きをしなければならない。

(1) その教会の総会において加盟の決議をすること。

(2) 代表役員及び責任役員の連署捺印した加盟願い及び次の各号の書類を理事会を経て年会に提出すること。

(イ) 信仰告白

(ロ) 教会の沿革

(ハ) 連盟加盟に関する総会議事録

(ニ) 過去 1 ヶ年以上の教会員数、受浸者数、集会出席数、その他 教会の教勢を明らかにする書類

(ホ) 決算、予算、財産目録その他教会の財政状態を明らかにする書類

(ヘ) 教会規則

(加盟手続き 3)

第 31 条 前条の規定に従って加盟願いが提出された場合、理事会及び年会は下記の手続きによって加盟の可否を決定しなければならない。

(1) 理事会は代表を派遣して加盟願いを提出した教会の代表役員及び責任役員等と会合し、加盟に関して十分な理解に到達すること。

(2) 理事会はその教会について十分な理解を得た上、年会に推薦する。

(3) 年会は 3 分の 2 以上の多数決によって加盟の可否を決定する。

(脱退の 1)

第 32 条 教会は、連盟と信仰上及び教会政治上立場を異にするに至った場合は、連盟から脱退することができる。

(脱退の 2)

第 33 条 教会が連盟から脱退しようとする場合、理事会は次の各号の手続きをとらなければならない。

- (1) 理事会を代表する理事が脱退しようとする教会の代表役員及び責任役員と会合して脱退しようとするに至った事情について十分な理解に到達するよう努めること。
- (2) 理事会は脱退する教会の財産のうち、連盟から補助又は連盟を通じての出損によってその全部又は一部を取得した財産については規約第 8 条によって処理すること。
- (3) 理事会は全各号について十分な措置をとった上、総会に報告すること。

(解散又は消滅)

第 34 条 教会の解散又は消滅に関しては、理事会は前条に準じた手続きを取らなければならない。

(除 名)

第 35 条 教会がバプテストの主義と理想に著しく背き、かつ、規約等に違背した場合、連盟は教会を除名することができる。

(除名の手続き)

第 36 条 教会を除名しようとする場合、理事会及び総会は次の各号の手続きをとらなければならない。

- (1) 理事会を代表する理事が除名しようとする教会の代表役員及び責任役員等と会合し、除名を回避するために万全の努力を払う。
- (2) 理事会は、前号によって十分な処置をとった上で、総会に除名の可否について提案する。
- (3) 総会は 3 分の 2 以上の多数決によって除名の可否を決定する。
- (4) 総会が除名を決定した場合、理事会は、その教会財産のうち、連盟からの補助又は連盟を通じての出損によってその全部又は一部を取得した財産について規約第 8 条に従って処理するため、相互に十分な了解が成立するよう努める。

第 7 章 批 准

(教会の総会決議事項の批准)

第 37 条 教会が総会決議事項を批准しない場合は、議事録発表後 1 ヶ月以内にその旨を、理事長に文書をもって通知しなければならない。

附 則

- 1 この規則を変更しようとする場合は、総会又は理事会の発議により、総会において出席代議員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 2 この規則は、1982 年 4 月 1 日より発効する。
- 3 この規則は、1996 年 3 月 20 日より発効する。
- 4 この規則は、2003 年 4 月 1 日より発効する。
- 5 この規則は、2019 年 4 月 1 日より発効する。
- 6 この規則は、2023 年 10 月 1 日より発効する。
- 7 この規則は、2024 年 10 月 1 日より発効する。